**天草地域農地海岸における環境美化・保全活動実施要項**

（目　的）

第１条 この活動は、熊本県知事が管理する農地海岸（以下「県管理海岸」という。）において、ボランティア団体が自主的に行う清掃、除草等の美化活動を通じて、海岸の環境保全と共に地域住民への社会貢献を図ることを目的とする。

（活動区間）

第２条　この活動の対象は、県管理海岸において、概ね１キロメートル以上にわたり、ボランティア団体が行う美化活動とする。

（参加の申込）

第３条　ボランティア団体は、この事業に参加しようとする時は、知事に参加申込書を提出するものとする。

（協定の締結）

第４条　知事は、前条の参加申込書を受理したときは、内容を審査し、適切と認める場合には、ボランティア団体と協定を締結するものとする。

　２　協定の有効期間については、協定の締結日から年度末の３月３１日までとする。

（美化活動用具等）

第５条　美化活動に必要な用具等については、ボランティア団体の負担とする。

（傷害保険の加入）

第６条　美化活動中の障害保険は、ボランティア団体の負担とする。

（安全の確保）

第７条　ボランティア団体の美化活動に当たっては、通行する車両等との安全に十分配慮し、事故等が発生しないよう努めるものとする。

（助言と勧告）

第８条　知事は、ボランティア団体の美化活動に関して、必要な助言又は勧告ができるものとする。

（活動の報告）

第９条　ボランティア団体は、毎年３月３１日までに知事に当該年度の活動を報告するものとする。

（協定内容の変更）

第１０条　ボランティア団体は、協定内容等の変更を行う時は、事前に知事に変更願を提出するものとする。

（事故等の取扱い）

第１１条　ボランティア団体は、美化活動中に事故等が発生した時は、速やかに知事に連絡し、おって事故等報告書を知事に提出するものとする。

（第三者との紛議）

第１２条　ボランティア団体の美化活動により発生した事故及び第三者との紛議について　は、県はその責任を負わないものとする。

（協定の解除）

第１３条 知事は、ボランティア団体が協定の解除を申し出た時、協定の規定に違反していると認められる時、又は美化活動を行う者としてふさわしくないと認められる時は、協定を解除できるものとする。

（その他）

第１４条　この要項に定めるものの他、この活動の実施に必要な事項は、別に定めるものとする。

附　則

　この要項は、平成２４年８月８日から施行する。

　この要項は、令和４年５月１２日から施行する。